

# 10. 税制改正の概要と市税収入及び税連動交付金等への影響

(単位 千円)

概要	改正年度	影響額(調定額ベース)																																											
		31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)																																									
<p><b>配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し</b></p> <p>平成31年度(2019年度)分から</p> <p>(1)配偶者控除 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する納税義務者について、所得制限を導入 合計所得金額が900万円超の場合、所得金額に応じ控除額を逡減</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">納税義務者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>所得制限無</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">改正後</td> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)配偶者特別控除 対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引上げ 納税義務者及び配偶者の合計所得金額に応じ控除額を逡減</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>納税義務者の合計所得</th> <th>配偶者の合計所得</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>1,000万円以下</td> <td>38(48)万円超～76(86)万円未満</td> <td>33～3万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">改正後</td> <td>900万円以下</td> <td rowspan="2">38(48)万円超～123(133)万円以下</td> <td>33～3万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22～2万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>11～1万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成30年度(2018年度)税制改正で基礎控除が10万円引き上げられたことに伴い、平成33年度(2021年度)以降に配偶者の合計所得が改正同一生計配偶者の影響額については、全額国費で交付予定</p>	区分	納税義務者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	現行	所得制限無	33万円	38万円	改正後	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	1,000万円超	-	-	区分	納税義務者の合計所得	配偶者の合計所得	控除額	現行	1,000万円以下	38(48)万円超～76(86)万円未満	33～3万円	改正後	900万円以下	38(48)万円超～123(133)万円以下	33～3万円	900万円超950万円以下	22～2万円	950万円超1,000万円以下	11～1万円	1,000万円超	-	29年度(2017)	26,423	26,423	26,423
区分			納税義務者の合計所得金額	控除額																																									
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																											
現行	所得制限無	33万円	38万円																																										
改正後	900万円以下	33万円	38万円																																										
	900万円超950万円以下	22万円	26万円																																										
	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																																										
	1,000万円超	-	-																																										
区分	納税義務者の合計所得	配偶者の合計所得	控除額																																										
現行	1,000万円以下	38(48)万円超～76(86)万円未満	33～3万円																																										
改正後	900万円以下	38(48)万円超～123(133)万円以下	33～3万円																																										
	900万円超950万円以下		22～2万円																																										
	950万円超1,000万円以下	11～1万円																																											
	1,000万円超	-																																											
<p><b>基礎控除及び給与所得控除の見直し</b></p> <p>平成33年度(2021年度)から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎控除 現行、33万円となっている基礎控除を10万円引き上げるとともに、所得税2,400万円を超える方の基礎控除額を逡減</li> <li>・給与所得控除 控除額を一律10万円引き下げる 現行、年収850万円を超える人に適用される220万円の上限を195万円に引下げ 子育て、介護世帯には負担増にならない措置を行う</li> <li>・公的年金等控除 控除額を一律10万円引き下げる 公的年金収入で1,000万円を超える人の控除額の上限を195.5万円とする 年金以外の所得について、合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下 10万円控除減 2,000万円超 20万円控除減</li> </ul>	30年度(2018)	-	-	138,000																																									
<p><b>寡婦(夫)非課税の対象者の拡大</b></p> <p>平成33年度(2021年度)から</p> <p>児童扶養手当の支給を受けている児童(1)の父母のうち、現に婚姻(2)をしていない者又は配偶者(2)の生死が明らかでない者(これらの者の前年の合計所得金額135万円を超える場合は除く。)を個人住民税の非課税措置の対象に加える。</p> <p>1 父又は母と生計を一にする子で、前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの。 2 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。</p>	31年度(2019)	-	-	1,267																																									
<p><b>税率の改正</b></p> <p>(1)法人税の基本税率の改正に伴う法人税割への影響 平成28年(2016年)4月1日以後に開始する事業年度の所得金額について、法人税(国税)の税率を引下げることに伴い、法人税割額が自動的に減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>28・29年度(2016・2017年度)</th> <th>30年度(2018年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本税率</td> <td>23.9</td> <td>23.4</td> <td>23.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)地域間の税源の偏在を是正するため、法人税割の税率の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年(2019年)10月1日以後に開始する事業年度から税率の引下げ</td> <td>12.1</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>税率(地方税法上は制限税率)</td> <td>9.7</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>課税の特例(地方税法上は標準税率) 平成28年度(2016年度)税制改正では平成29年(2017年)4月1日以後に開始する事業年度からとされていた税率改定時期は、消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置により、平成31年(2019年)10月1日以後に開始する事業年度に延期になった。</p>		改正前	28・29年度(2016・2017年度)	30年度(2018年度)	基本税率	23.9	23.4	23.2%		改正前	改正後	平成31年(2019年)10月1日以後に開始する事業年度から税率の引下げ	12.1	8.4%	税率(地方税法上は制限税率)	9.7	6.0%	28年度(2016)	115,012	97,277	79,075																								
	改正前	28・29年度(2016・2017年度)	30年度(2018年度)																																										
基本税率	23.9	23.4	23.2%																																										
	改正前	改正後																																											
平成31年(2019年)10月1日以後に開始する事業年度から税率の引下げ	12.1	8.4%																																											
税率(地方税法上は制限税率)	9.7	6.0%																																											
法人市民税	28年度(2016)	-	697,765	1,403,205																																									

	概 要	改正年度	影響額(調定額ベース)		
			31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)
軽自動車税	<b>税率の改正</b> 平成30年(2018年)4月1日から グリーン化特例により燃費基準達成度に応じた軽減(平成31年度(2019年度)まで2年延長) 平成29・30年度(2017・2018年度)に新規取得される四輪車等に対する翌年度のみの措置 (例)軽四輪自家用乗用車 10,800 5,400円(50%軽減) 軽四輪自家用貨物車 5,000 2,500円(50%軽減) 平成31年度(2019年度)税制改正において平成33年度(2021年度)まで2年延長とされる	29年度(2017)	8,201	8,201	8,201
	<b>環境性能割の新設</b> 平成31年(2019年)10月1日から 自動車取得税の廃止に伴い、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する。 環境性能割を導入 平成28年度(2016年度)税制改正では平成29年(2017年)4月1日とされていた導入時期は、消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置により、平成31年(2019年)10月1日に延期になった。 平成31年度(2019年度)税制改正では、適応当初1年間は税率1%分の軽減措置がとられる。 この軽減措置による減収分は全額国費で補填される。	28年度(2016)	10,334	50,806	70,608
固定資産税 都市計画税	<b>税率の改正</b> 平成30年度(2018年度)から32年度(2020年度)までの3年間、生産性向上特別措置法の規定により、市が作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について固定資産税を3か年0.7%からゼロに軽減	30年度(2018)	4,021	2,976	2,215
市たばこ税	<b>税率の改正</b> 平成28年度(2016年度)から31年度(2019年度)まで、旧3級品の税率を毎年度改定 27年度 28年度 29年度 30年度 31年(2019年)10月1日 (2015年度) (2016年度) (2017年度) (2018年度) (2019年度) 税率(1,000本につき) 2,495円 2,925円 3,355円 4,000円 5,692円 平成30年度(2018年度)の税制改正で、30年度(2018年度)の税率を31年(2019年)9月まで据置きとし、以降は一般分とあわせて税率を引き上げる。 31年(2019年)10月1日 32年(2020年)10月1日 33年(2021年)10月1日 5,692円 6,122円 6,552円 ・紙巻きたばこ 平成30年(2018年)10月1日から33年(2021年)10月1日にかけて3段階で税率を改定 30年(2018年)10月1日 32年(2020年)10月1日 33年(2021年)10月1日 税率(1,000本につき) 5,692円 6,122円 6,552円 ・加熱式たばこ 重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式とし、平成30年(2018年)10月1日から5年間かけて段階的に移行	27年度(2015)	29,957	42,627	38,445
	平成30年(2018年)10月1日から33年(2021年)10月1日にかけて3段階で税率を改定 30年(2018年)10月1日 32年(2020年)10月1日 33年(2021年)10月1日 税率(1,000本につき) 5,692円 6,122円 6,552円 ・加熱式たばこ 重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式とし、平成30年(2018年)10月1日から5年間かけて段階的に移行	30年度(2018)	240,702	331,557	519,647
地方消費税 交付金	<b>税率の改正</b> 平成31年(2019年)10月1日から 改正前 改正後 地方消費税の税率 1.7 2.2% 平成24年度(2012年度)税制改正では平成27年(2015年)10月1日とされていた税率引上げ時期は、消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置により、平成31年(2019年)10月1日に延期になった。	24年度(2012)	0	2,199,547	2,199,547
	<b>清算基準の見直し</b> 改正前 改正後 小売年間販売額等が占める割合 75% 50% 人口が占める割合 17.5% 50% 従業者数が占める割合 7.5% 0%	30年度(2018)	1,501,977	1,875,705	1,875,705
自動車取得税 交付金	<b>交付金の廃止</b> 平成31年(2019年)10月1日の自動車取得税の廃止に伴い廃止 平成26年度(2014年度)税制改正では平成27年(2015年)10月1日とされていた廃止時期は、消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置により、平成31年(2019年)10月1日に延期になった。	26年度(2014)	275,276	550,552	550,552
法人 交付事業税	<b>交付金の新設</b> 平成31年(2019年)10月1日から 法人事業税の100分の5.4相当額が本市の従業者数に基づき按分交付されるもの 平成28年度(2016年度)税制改正では平成29年(2017年)4月1日とされていた交付金新設時期は、消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置により、平成31年(2019年)10月1日に延期になった。 平成31年度(2019年度)税制改正では特別法人事業税(仮称)の創設に伴い、法人事業税交付金の交付率が100分の7.7に引き上げられる。	28年度(2016)	-	377,170	758,489

概 要		改正年度	影響額(調定額ベース)		
			31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)
環境 交付 性能 割	<p><b>交付金の新設</b></p> <p>平成31年(2019年)10月1日から 自動車税環境性能割(徴税経費控除後のもの)の100分の65相当額が本市市道の延長及び面積に基づき 按分交付されるもの</p> <p>平成28年度(2016年度)税制改正では平成29年(2017年度)4月1日とされていた交付金新設時期は、 消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置により平成31年(2019年)10月1日に延期になった。</p> <p>平成31年度(2019年度)税制改正では、平成33年度まで市町村への交付率が100分の47に引き下げられる。</p>	28年度 (2016)	65,994	216,295	300,603
森林 環境 譲与 税	<p><b>譲与税の新設</b></p> <p>譲与税は平成31年度(2019年度)に創設 森林環境税は36年度(2024年度)から導入 森林環境税(国税)の創設に伴い、森林資源の適切な管理のため、市の森林面積に応じて交付されるもの 個人住民税(均等割)に上乗せする形で、1人当たり年1,000円を賦課・徴収する。</p>	31年度 (2019)	27,520	27,520	27,520